

新飯能

発行
日本共産党
飯能市委員会
973-1091

金子とし江
090-7265-1601
山田とし子
090-4389-4439
新井たくみ
090-4010-5650
滝沢おさむ
090-7000-4481

<議員団の連絡先>
973-2111(市役所456)
Mail jcp-sigi@
pluto.plala.or.jp

消費税増税にストップを

飯能連絡会が宣伝

消費税をなくす飯能の会は30日、飯能駅北口で消費税増税ストップの宣伝しました。



次々と署名する市民

マイクを握った埼玉土建飯能日高支部の野澤書記長は、「消費税が増税されれば、中小業者は倒産・廃業が余儀なくされ、景気が一層悪化することは明か。財政再建どころではない。年収300万円の4人家族で24万円もの新たな増税・負担増になると言う政府の試算があるように、国民の

多くの主婦や学生が立ち止まって、「増税されたら生活できないわ。がんばってください」などと声をかけ、署名に協力してくれました。

衆議院選挙の大争点

デフレ不況という深刻な景気悪化の中で、国民の購買力を冷え込ませる消費税増税は絶対やるべきではありません。

生活も破壊されてしまう。増税は2014年4月実施、12月4日公示で行われる衆議院選挙は消費税ノリの審判を下す選挙になります。民主・自民・公明に厳しい審判を下しましょう。消費税増税にストップをかける選挙にしましょう」と訴えました。

市県民税が1000円増税に

飯能市税条例案

国が昨年7月に決めた「東日本大震災復興支援基本方針」で復興財源を当面5年間で19兆円、10年間で23兆円と見積もり、10・5兆円を復興増税で賄うとしました。その内容は、所得

税に2・1%の付加税(25年から25年間) 住民税の均等割1000円(市民税500円、県民税500円) 加算し、5000円(市民税3500円、県民税1500円)(26年度から10年間)

衆議院選挙の投票方法 選挙制度を紹介します。



法人税に10%の付加税(24年度から3年間) 復興増税で実質負担増となるのは所得税と住民税だけで、所得税は来年の1月から、県・市民税は来年の6月から増税になります。

法人税については減額されるが、実施の26年時点でのどうなるかは不明である」と答弁しました。

法人税については減税(法人税4・5%、法人住民税含め実効税率5%の減税)とセツトで、減税分を3年間は震災対策に回すというだけで、実質的には負担増にならず、企業は4年目からは減税だけが残ります。

議案質疑のなかで

滝沢おさむ市議は、「国でも復興予算の流用が問題になっている。用途を明確にできるか、市民への説明はどうするのか。地方交付税が減額されるのではないかと質しました。」

答弁では、「10年間の財源は1億8千万円になる。用途は防災・減災に使う。税収が増

えれば地方交付税が減額されるが、実施の26年時点でのどうなるかは不明である」と答弁しました。 法人税については減税(法人税4・5%、法人住民税含め実効税率5%の減税)とセツトで、減税分を3年間は震災対策に回すというだけで、実質的には負担増にならず、企業は4年目からは減税だけが残ります。 庶民には、復興のものにも、所得税、住民税など様々な増税が強化されています。そのうえ、消費税の増税も強化されたのではたまりません。

波紋

笹子トンネルの天井崩落事故で9人が犠牲になりました。まさかトンネルの天井が落ちてくるとは誰も予想していなかったでしょう。

構造物の劣化や手抜き検査、大地震の影響を指摘する声もありますが、トンネルを抜けるのも命がけではたまりません。おやと思っただけは山梨県警がすぐに中日本高速道路に捜索に入ったことです。 事故だからあたりまえのことなのですが、違和感は福島原発事故との違いです。過酷事故を起こした東電には捜索も入らず、誰も処分されず、誰の責任でもないという大江健三郎のいう「あいまいな日本」の空気がつくりに残っています。飯能でも東宮野保育園という小さな保育園が廃止されると聞いておやと思いましたが、URの工業団地への接続道路を30億円もかけてつくるのであれば、地域の未来のために小さな保育園を守ることで、きなかつたのか、それが政治の責任ではないのかと。

市田書記局長来る!

12月9日(日)
午後1時30分~



所沢駅西口

「原発なくせ」「消費税増税やめろ」の声が大きくなる中で、政党の乱立、離合集散が相次ぎ、本物の政党「日本共産党」に注目が集まっています。市田忠義書記局長が熱く語ります。ぜひ、ご参加ください。

全国の事例を紹介

第2回 地域公共交通協議会開かれる

11月27日、第2回地域公共交通対策協議会（座長、吉田樹福島大 学特任准教授）が開催されました。

最初に、1回目を振り返り、乗合いバスの維持確保について、交通空白地について協議を進めて行くことが確認され、飯能市の公共交通の現状把握などについての報告があり

ました。その後、吉田座長の事例紹介と課題提起があり、長期的にバス離れが続いた理由として1970年以降の年間輸送人口は40年間で6割の減少、10億人であったものが40・6億人となっている。バスはマイカーに

対抗すべく利便性の向上を図ったのではなく2002年の規制緩和により不採算路線は廃止、減便、利用者の減と悪循環に陥ったと指摘しました。

地域公共交通の必要性については、市民のお出かけを守るとして車がなければ「お出かけ」が著しく制約される地域ができること。車に依存したライフスタイルの限界として

標準的な家庭での二酸化炭素排出量の3割がマイカーが占め、人とのコミュニケーションが失われること。街中の来訪者数は同じであつても停留所に人が滞留することにより街に賑わいが生まれるなどの事例が紹介されました。

協議会に求められて いる改善点

吉田座長はバスが使われない「3つのミスマッチ」として、バス利用を調べたけれど使えない。調べ方が

分らなくて使えない、そもそも公共交通利用が選択肢にないなどがあげられる。これを飯能市の実態に置き換えてバス利用を増やし、さらに空白地域の交通の協議が必要だと指摘しました。

委員からは「停留所付近に駐車場や駐輪場の確保でバス利用を増やす」「バス終点から先の公共交通の確保が必要だ」など、活発な意見が出され、地域の交通確保の熱い取組みが始まりました。

山林化した農地を 現況にあわせて非農地に

近年、農産物価格の低迷、後継者不足等により、急速に農地の荒廃が進んでいます。そこで、飯能市では、農業委員会と協力して、良好な農地を将来に受け継ぐことができるよう、優良農地の確保に努めています。一方で、昭和20年代以降には、国策としての拡大造林計画により、特に山間

部において、農地や農地の周辺が山林化するなどし、良好な農地として今後利用することが困難な農地が多く存在しています。飯能市は、山間地域において、山林化し、今後良好な農地として継続的な営農が望めない農地について、あくまで特例措置として一定の基準に基づき農地以外（山林等）の地目

めました。（2）対象農地は杉、檜等の植林や雑木等が繁茂している農地で、重機等が入れず農地への原状回復が困難であったり、農地の傾斜がきつい、あるいは、農地の周辺状況から日照時間が確保できないなど、継続的な営農が見込めない農地を対象としています。ただし、そういった農地であっても、農地の集団化や、近隣の農地や住宅への影響が懸念される農地は非農地とすることはできません。

怒れ！ 年金生活者

年金減額法が、解散直前に民主・自民・公明3党談合で採決が強行され、あつという間に成立しました。（共産党は反対）

具体的な内容は、2013年10月から1%、14年4月から1%、15年4月から0.5%の三段階で2.5%を削減するものです。

当然、厚生年金、共済年金にも波及します。すでに今年4月から0.3%引き下げられていますので、下表のように国民年金で年額2万2500円、厚生年金で7万9296円も減額になります。

児童扶養手当の削減にも運動

今回の法改正で、一人親家庭が対象の児童扶養手当も引き下げられます。引き下げ幅は、1・

物価下落は口実

7%。物価変動分を除いて月額700円、1700円程度削減されます。

政府は「物価下落」を口実にしていますが、「物価」には税や社会保障料は含まれず、生活実態を反映していません。実際には年金生活者の手取り額はすでに1999年以降の「物価下落」幅（4.7%）以上に減っています。

政府は「物価下落」を口実にしていますが、「物価」には税や社会保障料は含まれず、生活実態を反映していません。実際には年金生活者の手取り額はすでに1999年以降の「物価下落」幅（4.7%）以上に減っています。

| 実施月日 (値下げ幅) | 国民年金 (月額) | 厚生年金 (月額) |
|-----------------|---------------|-----------------|
| 2011年 | 65741円 | 231648円 |
| 2012年 4月 (0.3%) | 65541円 (200円) | 230940円 (708円) |
| 2013年 0月 (1.0%) | 64875円 (666円) | 228591円 (2349円) |
| 2014年 4月 (1.0%) | 64200円 (675円) | 226216円 (2375円) |
| 2015年 4月 (0.5%) | 63866円 (334円) | 225040円 (1176円) |

国民年金は満額支給の場合
厚生年金は夫が平均年収で40年間就業、妻が専業主婦の場合



一筆調査をする農業委員

（1）対象地域は南高麗地区、原市場地区、名栗地区、東吾野地区、吾野地区
平成24年度は、南高麗地区を対象とし、順次対象地区の整理を進

（3）非農地の判定 非農地の判定は、市が農業委員会に依頼し、農業委員が11月に1筆ごとに農地の現地確認を行い、26日に開かれた、農業委員会の総会において、非農地とする農地を決定しました。その結果によると、山林等への地目変更を希望した85人の内、66人の150筆、7.2haが、非農地と判断されました。